

令和3年8月19日

保護者・在校生の皆さんへ

県立須磨東高等学校  
校長 宗石 理

## 緊急事態宣言適用期間中の教育活動等について (令和3年8月20日～9月12日)

8月20日～9月12日の期間、本県に緊急事態宣言が発令されることになり、県教育委員会より、その期間中の教育活動について、下記のとおり、指示がありましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 教育活動

- (1) 県内での活動については、十分な感染防止対策を実施した上で行う。なお、夏季休業中の補習や校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。
- (2) 県外での活動は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。
- (3) 今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することがある。

#### 2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施した上で、部活動を行う。
- (2) 県外での活動（練習試合を含む）、県内外での宿泊を伴う活動は、原則行わない。（いずれの場合も全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。なお、宿泊は感染防止対策が確認できる宿泊施設に限定。学校は不可）ただし、キャンセル料が発生するなどやむを得ず実施する場合は、感染防止対策の徹底とともに、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認する。
- (3) 部活動の指導等について、学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加を見合わせる。
- (4) 活動日及び時間は、「いきいき運動部活動（4訂版）」等を基本に、平日（4日）で2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- (5) 今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することがある。

#### 3 心のケア

SNS 悩み相談の時間を延長（17時～21時→16時～22時・前後1時間延長）する。

#### 4 熱中症対策

適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。